

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「学則」という。）第54条第2項及び札幌大学大学院学則（以下「大学院学則」）第28条第2項の規定に基づき、札幌大学（以下「本学」という。）と他の大学、大学院又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協定による特別科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(協定及び資格)

第2条 協定先は次の各号に定めるものとする。

(1) 札幌大学地域共創学群（以下「学群」という。）の協定先は、学群と協定を結んだ他の大学又は短期大学とする。

(2) 札幌大学大学院（以下「大学院」という。）の協定先は、大学院と協定を結んだ他の大学院とする。

2 特別科目等履修生の資格は、前項の各号に定めた他の大学等に所属する学生とする。

(受入時期)

第3条 特別科目等履修生の受け入れ時期は、学期の始めとする。

(出願)

第4条 特別科目等履修生を志願する者は、指定の期日までに当該他の大学等を通じて次の各号に定める書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める特別科目等履修生認定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(1) 願書（本学所定のもの）

(2) 履歴書（本人の写真を貼付したもの）

(3) 在学証明書

(4) 成績証明書

(5) 健康診断書

(6) 他の大学等の学長または所属研究科長の推薦書

(7) その他本学が必要とする書類及び証明書等

2 前項にかかわらず、特別科目等履修生認定料、提出書類等が協定に定められている場合は、協定によるものとする。

(許可)

第5条 前条により願い出があった者について、学長が特別科目等履修生として受け入れを許可する。

(特別科目等履修の期間)

第6条 特別科目等履修生の履修期間は、当該授業科目の実施期間とする。

(身分証明書)

第7条 特別科目等履修生には、本学所定の身分証明書を交付する。

(単位の認定)

第8条 特別科目等履修生が履修した授業科目については、試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。

2 前項により単位を認定した場合、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

3 授業科目の試験・学業成績評価及び単位認定の取扱いは学則による。

(特別科目等履修許可の取消し)

第9条 学長は、特別科目等履修生がその本分に反する行為を行ったときは、特別科目等履修の許可を取り消す。

(身分喪失)

第10条 特別科目等履修生が、当該他の大学等の学生の身分を失ったときは、本学における特別科目等履修生の身分も失うものとする。

(特別科目等履修料等)

第11条 特別科目等履修生の特別科目等履修料等については、別に定める。

(学則の準用)

第12条 特別科目等履修生には、この規程に定めるもののほか学則を準用する。

(所管)

第13条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。

(札幌大学特別聴講学生規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学特別聴講学生規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(札幌大学大学院特別科目等履修生規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学大学院特別科目等履修生規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。